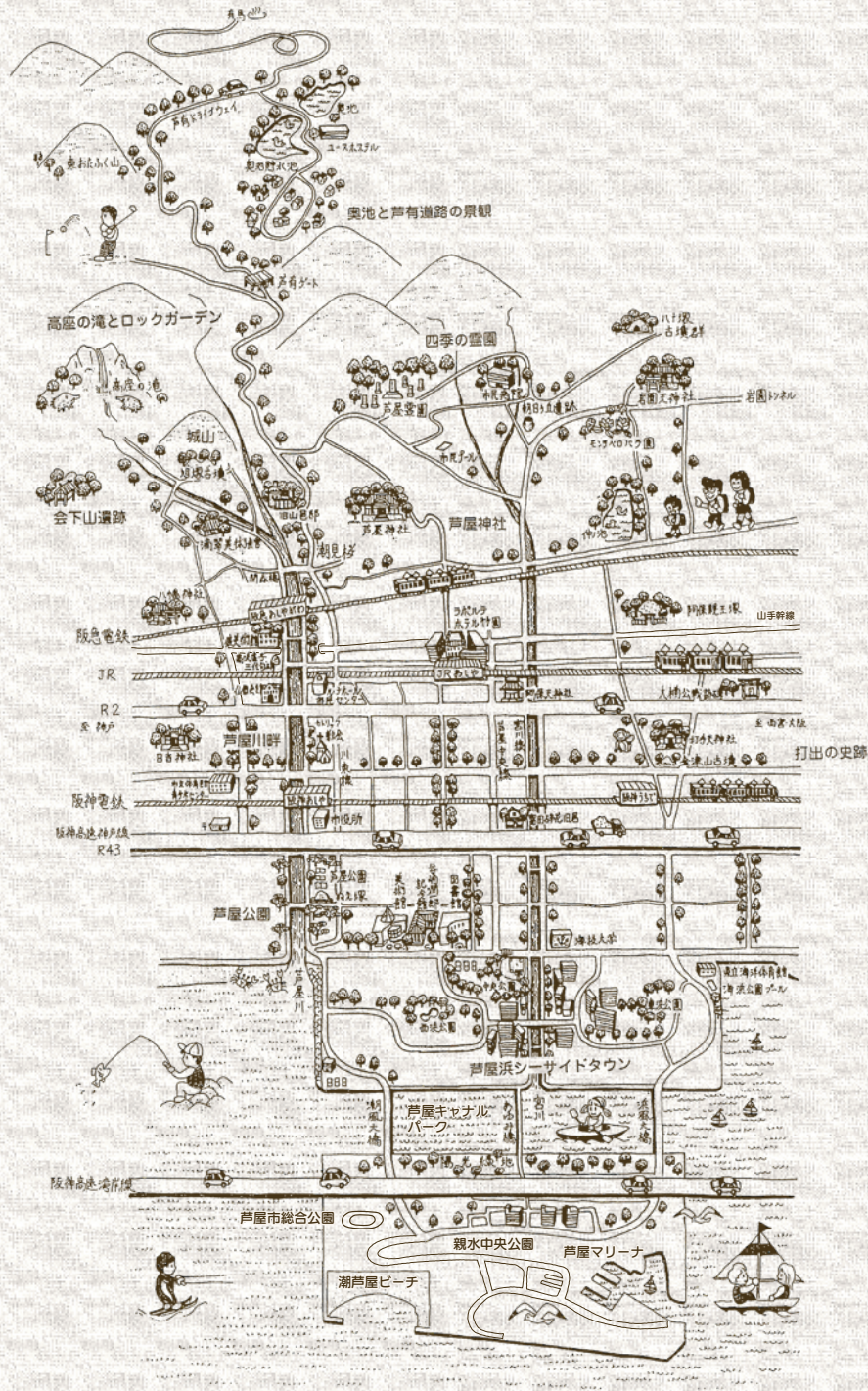


芦屋市立地区集会所

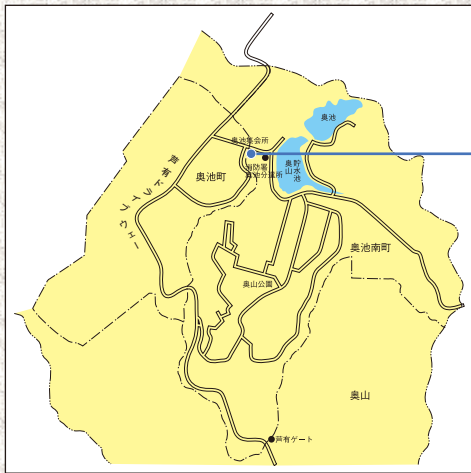
利 用 案 内



令和2年4月

芦屋市・芦屋市地区集会所運営協議会連合会

芦屋市地区集会所位置图



09 奥池集会所

05 朝日ヶ丘集会所

11 大原集会所

02 翠ヶ丘集会所

三条集会所 13

前田集会所 04

茶屋集会所 12

竹園集会所 03

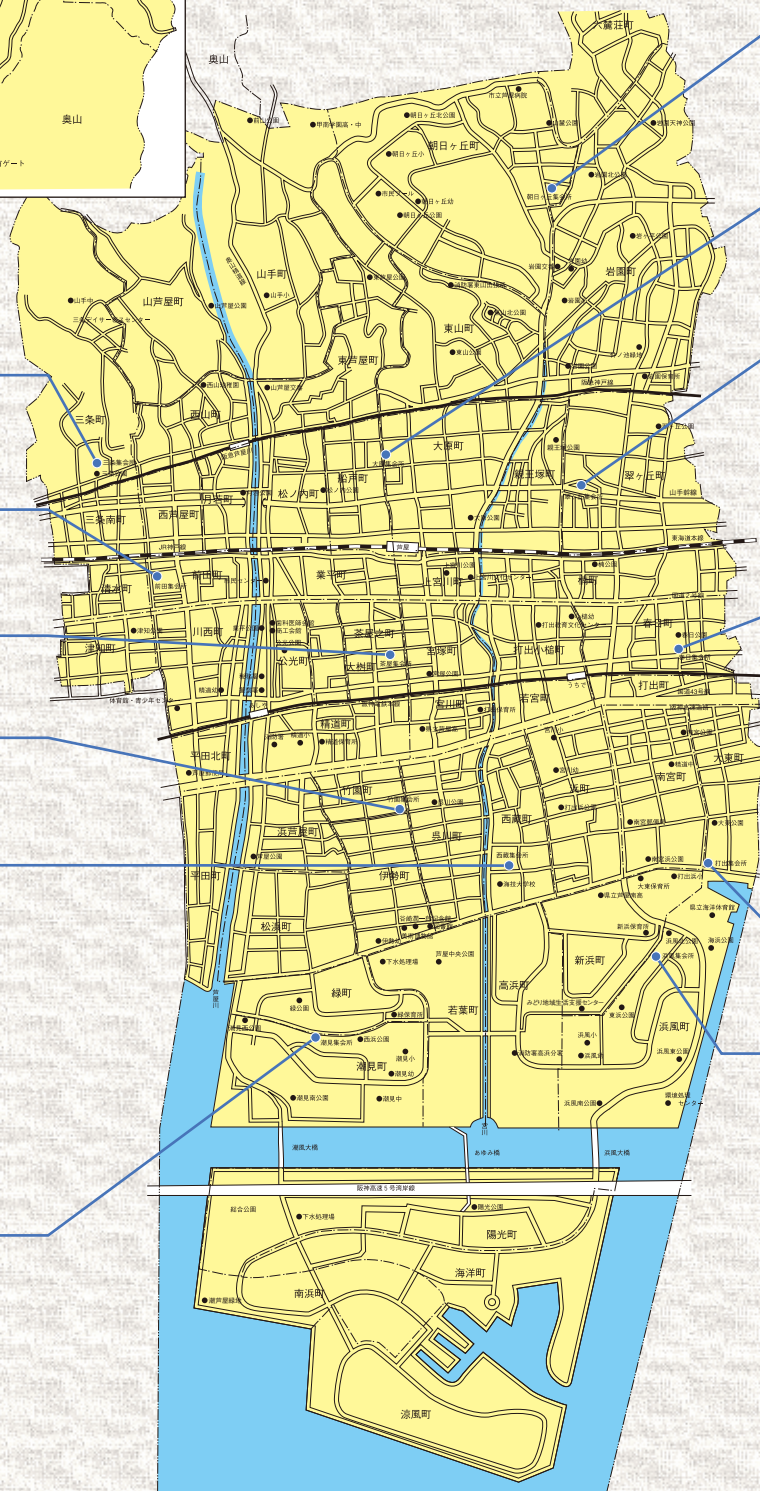
西蔵集会所 10

06 春日集会所

01 打出集会所

08 浜風集会所

潮見集会所 07



利用手続き

地区集会所は、地域の交流や文化活動の場として利用できる施設です。

芦屋市内には13の地区集会所があり、この13の集会所で構成する「芦屋市地区集会所運営協議会連合会」が、平成17年度から指定管理者として芦屋市と協定を結び、地区集会所の運営を行っています。

各地区集会所は地域活動の拠点として地域の皆様のご協力を得て、地域の自治会や老人クラブ・子ども会などの地域団体の役員で構成された「地区集会所運営協議会」が自主運営・管理を行っていますので、皆様に気持ちよく利用していただくために「利用ルール」を設けています。ご利用にあたりご理解とご協力をお願いします。

◇利用申し込み

- ・毎月1日を基準として4ヵ月先まで予約できます。

(例えば)

4月	5月	6月	7月	8月
4月1日	→ 7/31			
4月30日	→ 7/31			
	5月1日	→ 8/31		
	5月31日	→ 8/31		

- ・申し込みは、直接ご来館の上、利用日程表で空室状況を確認し、所定の申し込み用紙にご記入ください。
- ・受付・問合せ時間は午前9時から午後0時45分までです。それ以外の時間については管理人が在館している場合は予約受けを行うことができます。
- ・一回の申請での受付回数は特に定めませんが、他のご利用者に迷惑にならないように申請してください。(一部の集会所により回数の制限があります。)
- ・電話やFAXによる予約・仮受付はできません。
- ・受付は申込み順に行います。(午前9時の時点で競合した場合は抽選をします。)
- ・利用日の14日前までに申し出があれば1回に限り変更できます。(差額は精算)

◇利用料金

- ・利用許可を受けた方は、集会所利用料金表記載の利用料を前納してください。
- ・利用料の支払いは、銀行振込(振込料利用者負担)となっておりますが、集会所によっては現金での取扱いもしています。詳しくは管理人にお問い合わせください。
- ・社会教育登録団体、福祉センター指定団体、市民会館指定団体がそれぞれの団体活動(社会教育活動、福祉事業、公共的活動)を行うときは、施設利用料が減免になります。申し込み時に登録証を掲示してください。

◇利用料の返還（次の場合は利用料を返還します）

●全額返還の場合

- ・天変地変等、利用者の責任でない理由により利用することができなかったとき。
- ・公益上又は管理者の都合により利用許可を取消したとき。

●50%返還の場合

- ・利用日の14日前までに、利用の取り消しを許可されたとき。

◇利用の制限（次のような場合は利用をお断りします）

- ・公益上又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・建物又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- ・営利目的又は物品販売に使用するとき。
- ・利用ルールを遵守しないとき。
- ・その他管理上支障があるとみとめられるとき。

◇利用上のお願い

- ・全館禁煙になっております。
- ・利用時間は厳守してください。（準備・片付けも時間内に行ってください。）
- ・利用後は整理整頓及び清掃をしてください。
- ・使用備品は元の場所に戻し、ごみは必ず持って帰ってください。
- ・利用後は、電気・ガス・空調機・炊事場・トイレ・窓・扉等を必ず点検し「利用報告書」を提出してください。

◇その他・注意事項

●転貸の禁止…利用許可を譲渡し又は転貸することはできません。

●損害賠償 …集会所の施設及び設備等を破損滅失されたときは弁償していただきます。

●その他

- ・集会所の利用時間は、午前9時から午後9時30分までです。
- ・利用者のない場合は、午後から閉館している場合があります。
- ・また、台風等で利用者に危険が生じると判断した時は閉館します。
- ・各集会所には駐車場がありませんので、原則として自家用車でお越しいただくことはお断りしています。
- ・ただし、体の不自由な方が車で来られる時や荷物の積み降ろしなどの場合は、事前に管理人に相談の上、管理人の指示に従ってください。
- ・各集会所で利用等の詳細な取扱いに違いがあるので、それぞれの集会所にお問い合わせください。

地区集会所利用料金

(令和2年4月現在)

料金単位：円

集会所名	住所・電話等	休館日	室名	広さ	収容人員	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	23:00~8:00
01 打出集会所	大東町 17-3 23-2329 (地図 4 頁)	月	洋室 A	60㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 B	20㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 C	35㎡	22	1,220	1,520	1,830	3,660
			洋室 D	24㎡	14	810	1,010	1,120	—
02 翠ヶ丘集会所	翠ヶ丘町 9-15 22-2475 (地図 5 頁)	水	洋室 A	60㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 B	32㎡	20	1,120	1,220	1,420	2,850
			洋室 C	18㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 D	21㎡	12	710	810	1,010	—
03 竹園集会所	竹園町 5-6 22-2484 (地図 6 頁)	月	洋室 A	19㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 B	18㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 C	34㎡	22	1,220	1,520	1,830	3,660
			洋室 D	42㎡	26	1,420	1,730	2,030	4,070
04 前田集会所	前田町 8-17 23-3899 (地図 7 頁)	水	洋室 A	60㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 B	19㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 C	19㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 D	30㎡	18	810	1,010	1,120	2,240
05 朝日ヶ丘集会所	朝日ヶ丘町 30-9 23-4896 (地図 8 頁)	月	和室 A	6畳	12	710	810	1,010	—
			和室 B	6畳	12	710	810	1,010	—
			洋室 A	63㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 B	21㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 C	18㎡	12	710	810	1,010	2,030
			洋室 D	16㎡	10	610	710	810	1,620
06 春日集会所	春日町 13-17 32-5377 (地図 9 頁)	水	洋室 A	21㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 B	64㎡	40	2,240	2,540	2,950	—
			洋室 C	15㎡	10	610	710	810	—
			洋室 D	19㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 E	35㎡	22	1,220	1,520	1,830	3,660
07 潮見集会所	潮見町 7-1 32-4359 (地図 10 頁)	月	洋室 A	23㎡	14	810	1,010	1,120	—
			洋室 B	62㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 C	20㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 D	26㎡	16	810	1,010	1,120	2,240
			洋室 E	30㎡	18	810	1,010	1,120	2,240
			洋室 F	20㎡	12	710	810	1,010	—
08 浜風集会所	浜風町 3-2 38-0960 (地図 11 頁)	水	洋室 A	62㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 B	21㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 C	25㎡	14	810	1,010	1,120	2,240
			洋室 D	15㎡	10	610	710	810	—
			洋室 E	13㎡	10	610	710	810	—
09 奥池集会所	奥池南町 34-4 32-0763 (地図 12 頁)	月	洋室 A	58㎡	38	2,030	2,440	2,850	5,700
			洋室 B	17㎡	12	710	810	1,010	2,030
10 西蔵集会所	西蔵町 11-16 32-0764 (地図 13 頁)	水	洋室 A	60㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 B	26㎡	16	810	1,010	1,120	—
			洋室 C	27㎡	16	810	1,010	1,120	2,240
			洋室 D	13㎡	10	610	710	810	—
11 大原集会所	大原町 20-2 38-7782 (地図 14 頁)	火	洋室 A	29㎡	18	810	1,010	1,120	—
			洋室 B	62㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 C	22㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 D	16㎡	10	610	710	810	—
			洋室 E	52㎡	32	1,730	1,930	2,240	4,480
12 茶屋集会所	茶屋之町 8-20 32-1232 (地図 15 頁)	月	洋室 A	60㎡	38	2,030	2,440	2,850	—
			洋室 B	19㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 C	18㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 D	26㎡	16	810	1,010	1,120	2,240
13 三条集会所	三条町 8-3 35-0501 (地図 16 頁)	木	洋室 A	17㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 B	21㎡	12	710	810	1,010	—
			洋室 C	42㎡	26	1,420	1,730	2,030	4,070
			洋室 D	44㎡	26	1,420	1,730	2,030	—

※深夜の利用は葬儀に関する使用に限ります。

01

打出集会所

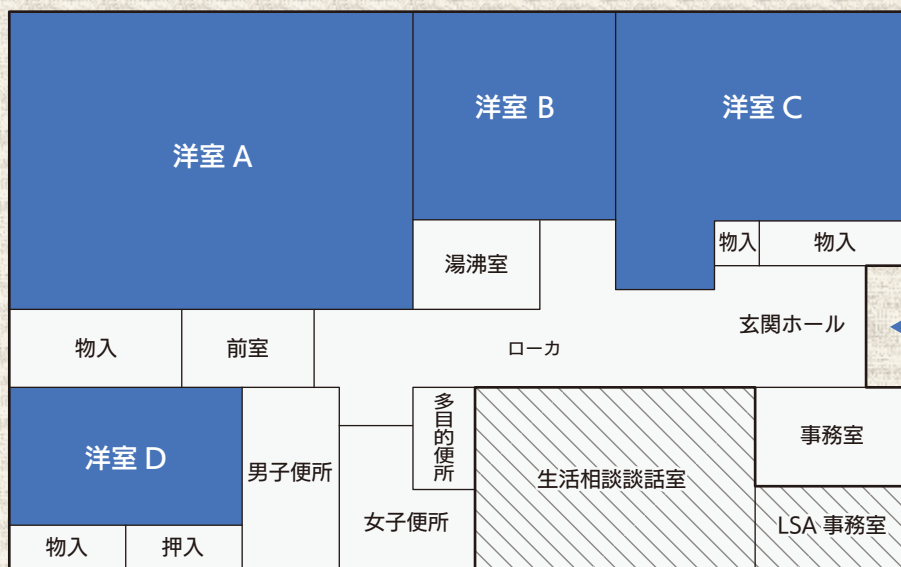
芦屋市大東町17番3号 電話 23-2329

付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	60㎡	38人
洋室 B	20㎡	12人
洋室 C	35㎡	22人
洋室 D	24㎡	14人

配置図



02

翠ヶ丘地区集会所

芦屋市翠ヶ丘町9番15号 電話 22-2475

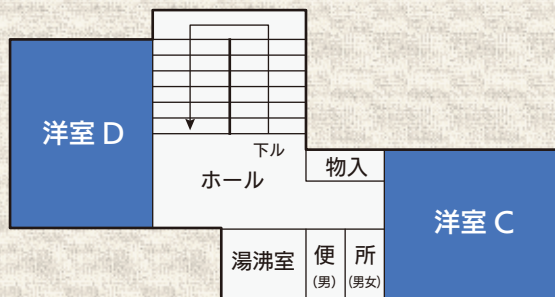
付近見取図



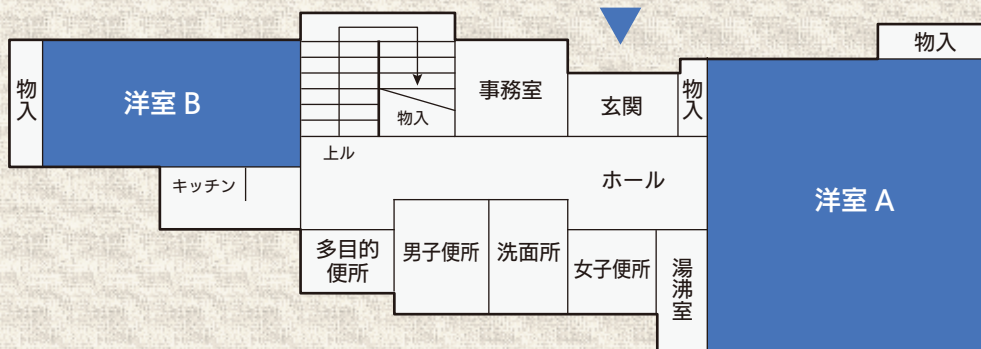
室名	広さ	収容人員
洋室 A	60㎡	38人
洋室 B	32㎡	20人
洋室 C	18㎡	12人
洋室 D	21㎡	12人

配置図

2階



1階



03

竹園地区集会所

芦屋市竹園町5番6号 電話 22-2484

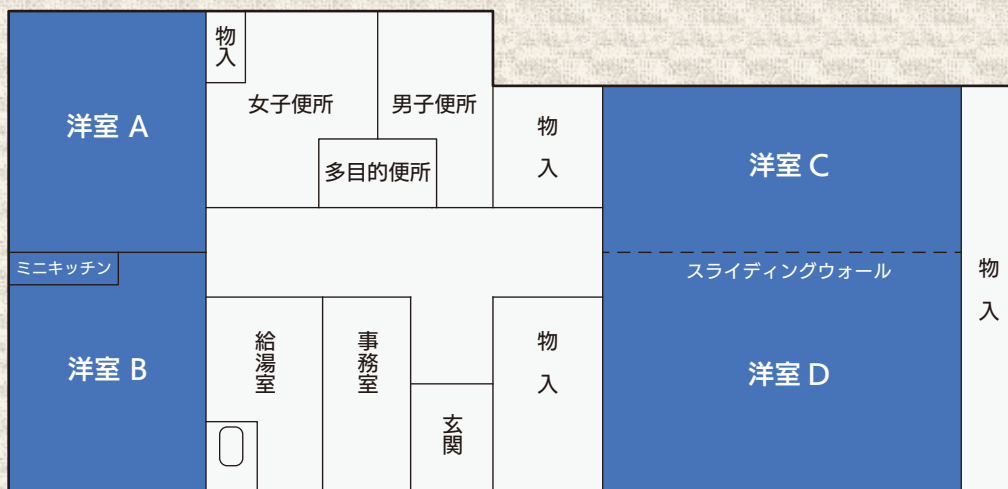
付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	19㎡	12人
洋室 B	18㎡	12人
洋室 C	34㎡	22人
洋室 D	42㎡	26人



配置図

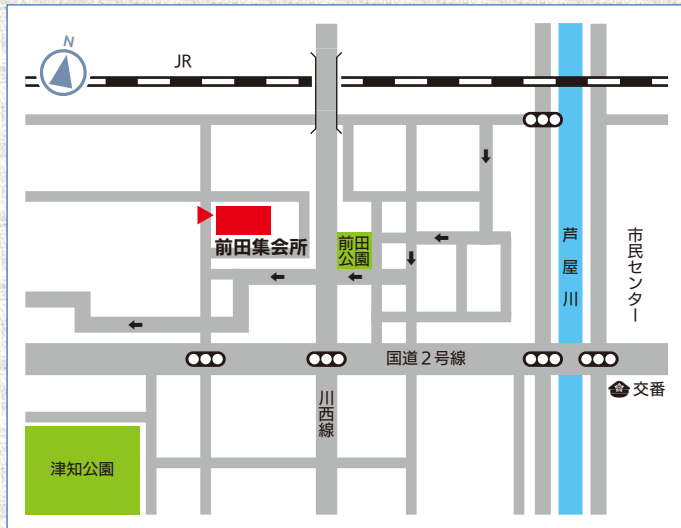


04

前田地区集会所

芦屋市前田町8番17号 電話 23-3899

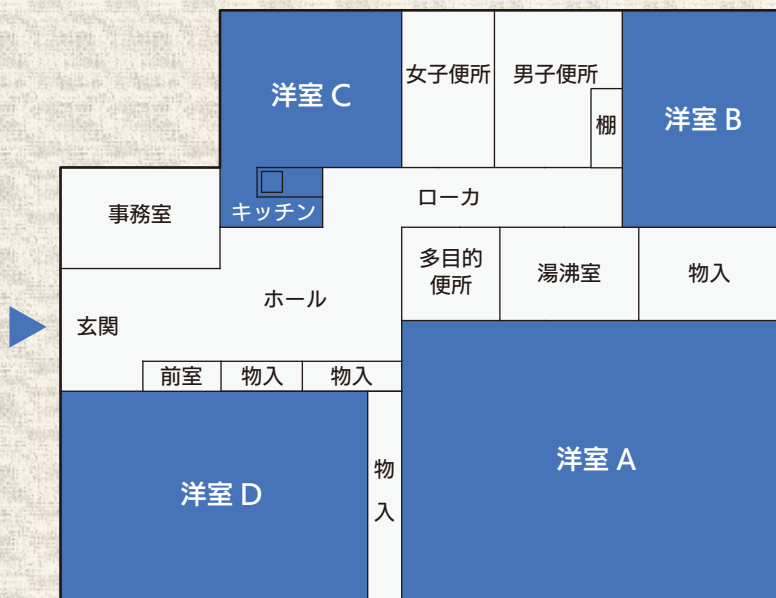
付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	60㎡	38人
洋室 B	19㎡	12人
洋室 C	19㎡	12人
洋室 D	30㎡	18人



配置図



05

朝日ヶ丘地区集会所

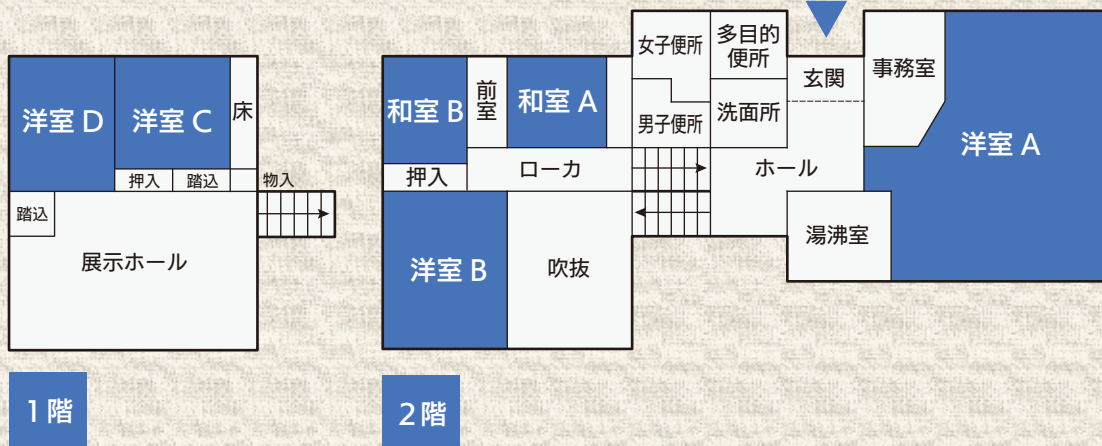
芦屋市朝日ヶ丘町30番9号 電話 23-4896

付近見取図



室名	広さ	収容人員
和室 A	6畳	12人
和室 B	6畳	12人
洋室 A	63㎡	38人
洋室 B	21㎡	12人
洋室 C	18㎡	12人
洋室 D	16㎡	10人

配置図



06

春日地区集会所

芦屋市春日町13番17号 電話 32-5377

付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	21㎡	12人
洋室 B	64㎡	40人
洋室 C	15㎡	10人
洋室 D	19㎡	12人
洋室 E	35㎡	22人

洋室 A 21㎡ 12人



洋室 B 64㎡ 40人



洋室 C 15㎡ 10人



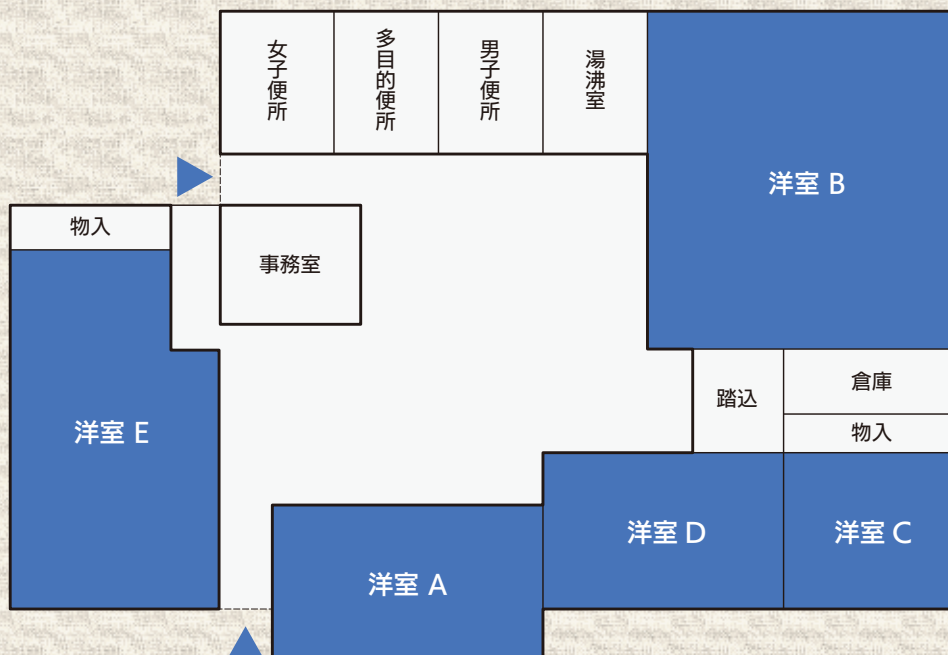
洋室 D 19㎡ 12人



洋室 E 35㎡ 22人



配置図



07

潮見地区集会所

芦屋市潮見町7番1号 電話 32-4359

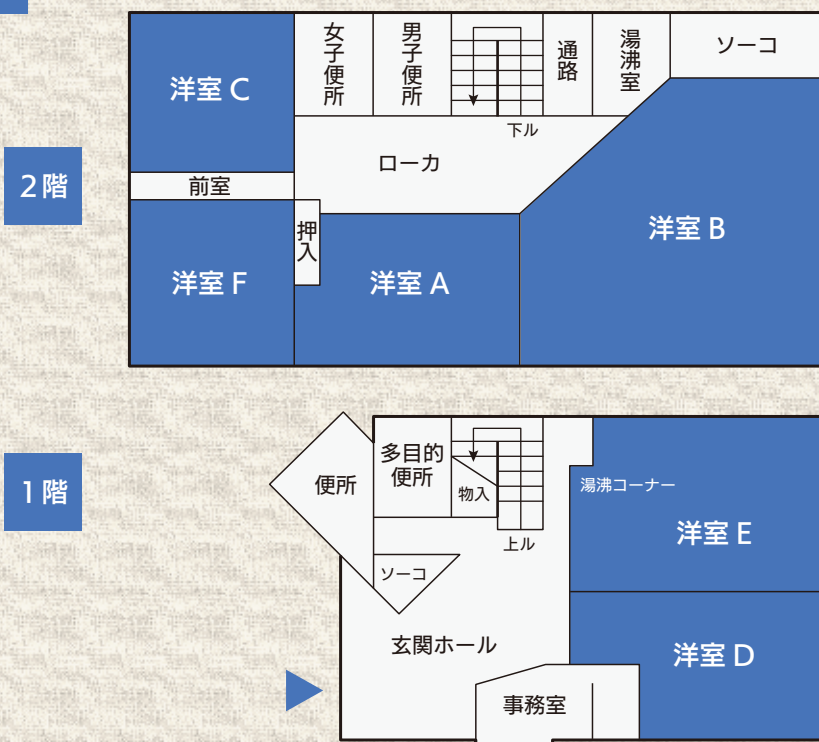
付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	23㎡	14人
洋室 B	62㎡	38人
洋室 C	20㎡	12人
洋室 D	26㎡	16人
洋室 E	30㎡	18人
洋室 F	20㎡	12人



配置図



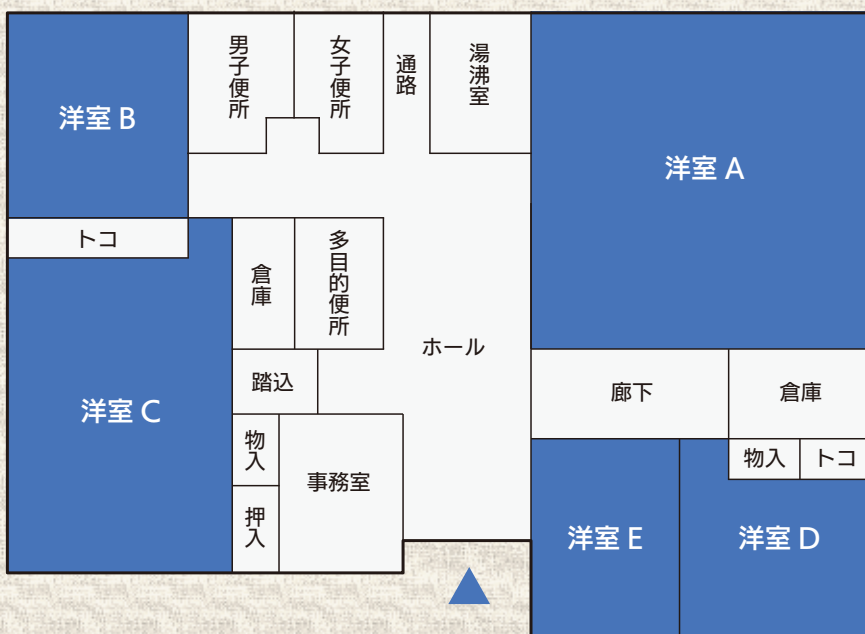
付近見取図



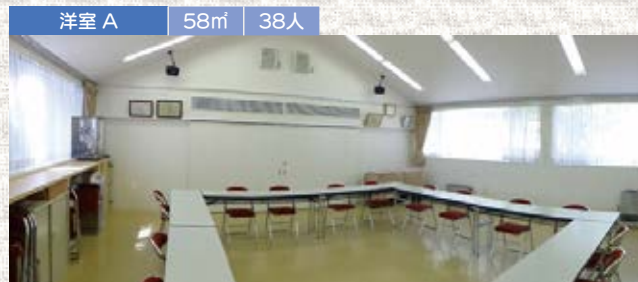
室名	広さ	収容人員
洋室 A	62㎡	38人
洋室 B	21㎡	12人
洋室 C	25㎡	14人
洋室 D	15㎡	10人
洋室 E	13㎡	10人



配置図

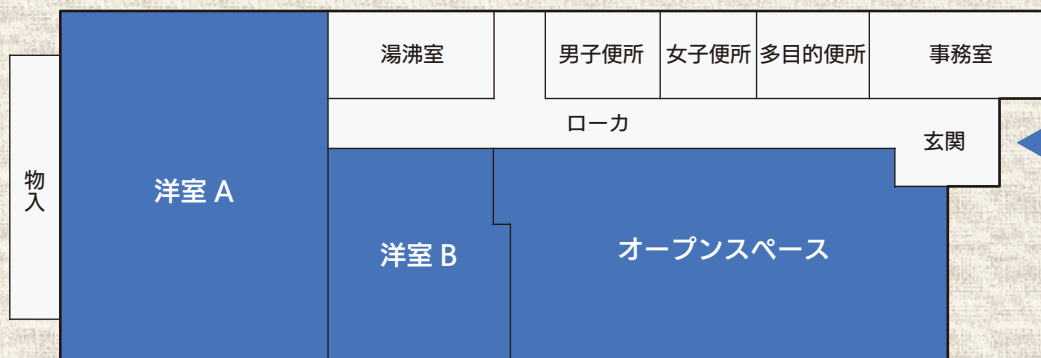


付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	58㎡	38人
洋室 B	17㎡	12人

配置図



10

西藏地区集会所

芦屋市西藏町11番16号 電話 32-0764

付近見取図



洋室 A 60㎡ 38人



洋室 B 26㎡ 16人



洋室 C 27㎡ 16人

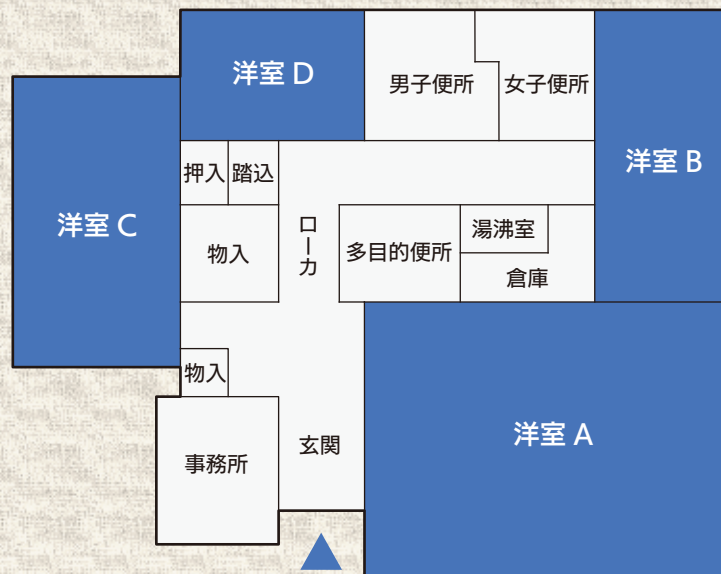


洋室 D 23㎡ 10人



室名	広さ	収容人員
洋室 A	60㎡	38人
洋室 B	26㎡	16人
洋室 C	27㎡	16人
洋室 D	13㎡	10人

配置図



11

大原地区集会所

芦屋市大原町20番2号 電話 38-7782

付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	29㎡	18人
洋室 B	62㎡	38人
洋室 C	22㎡	12人
洋室 D	16㎡	10人
洋室 E	52㎡	32人

洋室 A 29㎡ 18人



洋室 B 62㎡ 38人



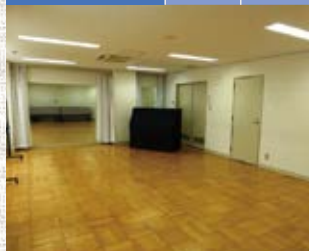
洋室 C 22㎡ 12人



洋室 D 16㎡ 10人

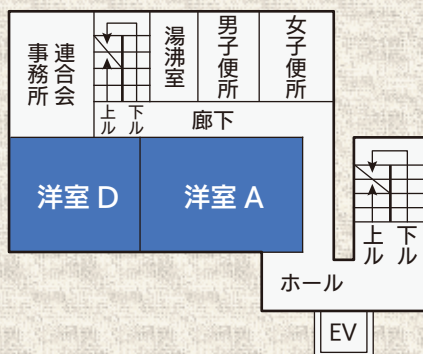


洋室 E 52㎡ 32人

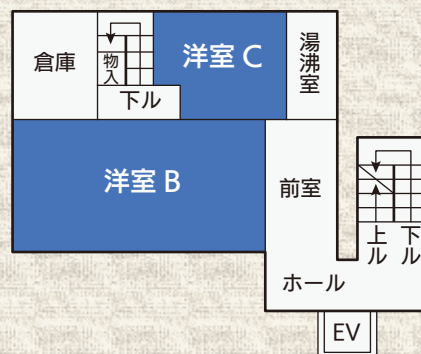


配置図

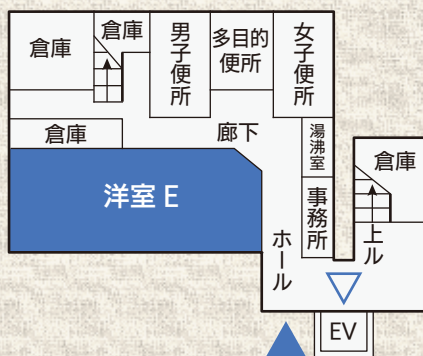
2階



3階



1階

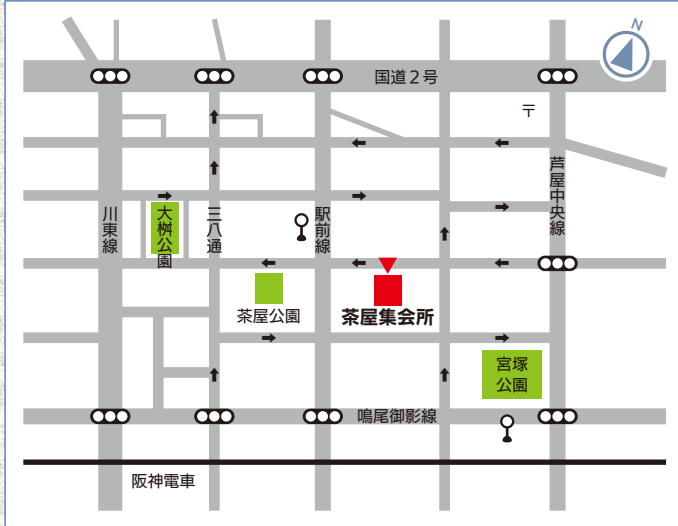


12

茶屋地区集会所

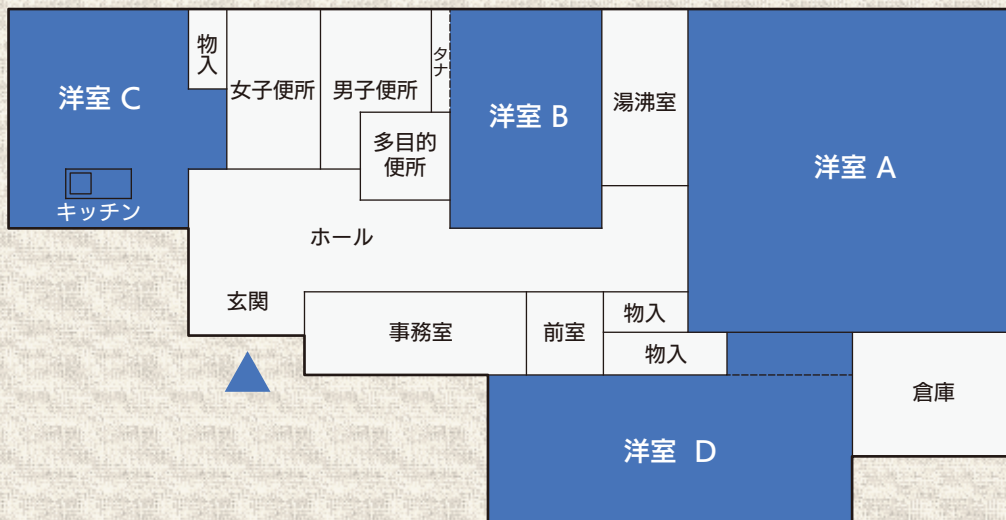
芦屋市茶屋之町8番20号 電話 32-1232

付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	60㎡	38人
洋室 B	19㎡	12人
洋室 C	18㎡	12人
洋室 D	26㎡	16人

配置図

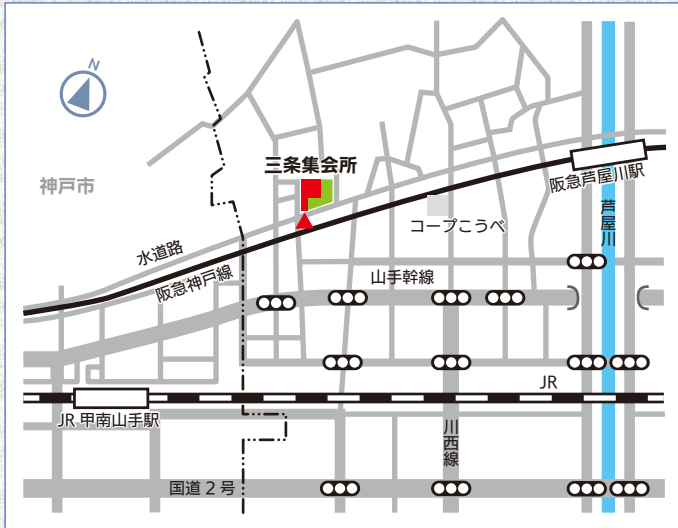


13

三条集会所

芦屋市三条町8-3 電話 35-0501

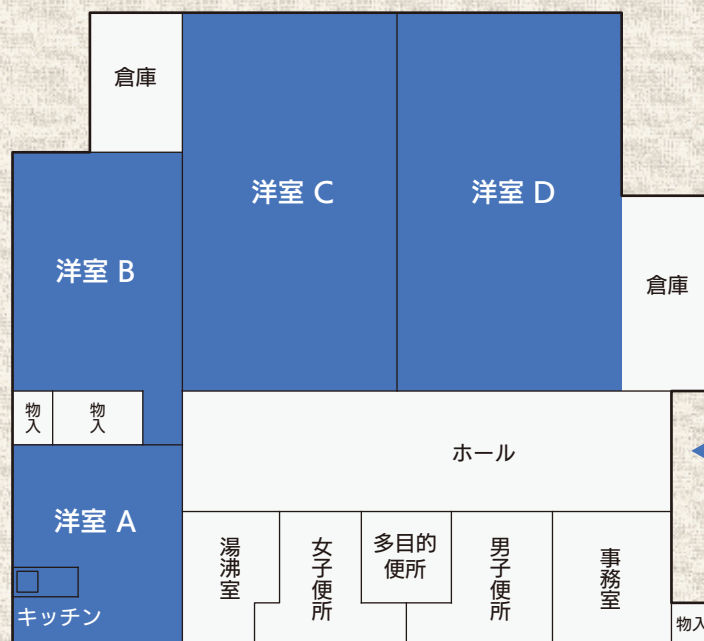
付近見取図



室名	広さ	収容人員
洋室 A	17㎡	12人
洋室 B	21㎡	12人
洋室 C	42㎡	26人
洋室 D	44㎡	26人



配置図



○芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例

昭和40年9月24日 条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市住民の地域社会における相互の親睦と文化活動の増進に寄与するために芦屋市立地区集会所(以下「集会所」という。)を設置し、その管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(開館時間等)

第3条 集会所の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 集会所の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日 打出・竹園・朝日ヶ丘・潮見・奥池・茶屋各集会所
- (2) 毎週火曜日 大原集会所
- (3) 毎週水曜日 翠ヶ丘・前田・春日・浜風・西藏各集会所
- (4) 毎週木曜日 三条集会所
- (5) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

(使用者の対象)

第4条 集会所を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市住民
- (2) 本市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) その他市長が認める者

(使用許可)

第5条 集会所を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公益又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利行為を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(使用者の義務)

第6条 集会所の利用者は、建物、設備その他の物件を善良なる注意をもって使用しなければならない。

2 利用者は、使用終了後又は使用を停止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

3 利用者は、使用中にその責めに帰すべき事由により建物、設備その他の物件を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに掲げる事由が発生したとき。
- (2) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わ

ないとき。

(転貸の禁止)

第8条 利用者は、その権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。

(使用料等)

第9条 利用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により集会所の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行かせた場合にあっては、利用者は、前項の使用料に代えて、集会所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。

3 前項の利用料金は、指定管理者が別表第2に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(管理の代行等)

第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、集会所の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 集会所の使用の許可に関する業務
- (2) 集会所の運営に関する業務
- (3) 集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の運営又は維持管理上市長が特に必要があると認める業務

3 第3条第3項、第5条、第7条、第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第3条第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)及び第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

以下省略

○芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和40年9月30日 規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例(昭和40年芦屋市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(使用申請)

第4条 条例第5条の規定により集会所の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書に所要事項を記入して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日(その日が条例第3条第2項に規定する休館日に当たるときは、その翌日)から受け付ける。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第5条 条例第5条の規定により使用の許可を決定したときは、使用許可書兼領収書を申請者に交付する。

2 集会所を使用しようとする者は、使用料を口座振込み又は現金払で納付しなければならない。

3 第1項の使用の許可は、前項の使用料が口座振込みによる納付の場合にあつては市長が納付を確認したときに、現金払による納付の場合にあつては納付があつたときに行うものとする。

4 使用の許可は、原則として申請の受付順による。

5 使用許可書兼領収書は、集会所使用に当たつて係員に提示しなければならない。

(使用変更等)

第6条 使用許可を受けた者がやむを得ない理由により集会所の使用許可事項を変更するときは、使用日の14日前までに使用変更申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長の許可を受けなければならない。

2 使用許可の変更は1回限りとし、変更を承認したときは、使用許可変更承認書を交付する。この場合において使用料に差額のある場合は、その差額を直ちに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 全額免除とする場合

ア 芦屋市が主催する行事に使用するとき。

イ 地域住民で組織した公共的団体のうち、市長が指定した団体(以下「集会所指定団体」という。)が地域活動を目的とした行事に使用するとき。

ウ 市長が特に必要と認めるとき。

(2) 30パーセントを減額する場合

ア 芦屋市が共催する行事に使用するとき。

イ 市民会館指定団体が公共目的のため使用するとき。

ウ 社会教育関係登録団体が社会教育に関する事業のために使用するとき。

エ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が福祉に関する事業のために使用するとき。

オ 市内に所在する国及び地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。

2 前項の減免を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、同項第2号イ、ウ又はエにあつては、使用者は、管理者の求めに応じ、同号イ、ウ又はエに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は次の各号に定めるところによる。

(1) 全額を還付する場合

ア 天災地変等使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。

イ 公益上又は市の都合によつて使用許可を取り消したとき。

(2) 50パーセントを還付する場合

使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。

2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。

第9条 削除

(使用者の遵守事項)

第10条 集会所の利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(2) 許可した場所以外に立ち入らないこと。

(3) 許可を受けずに物品を販売しないこと。

(4) 使用許可時間を厳守すること。

(5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。

(6) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他運営上支障をきたすような行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第11条 第4条から第8条までの規定は、条例第12条の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第4条から第6条まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長の求めに応じ」とあるのは「指定管理者の求めに応じ」と、第8条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則 この規則は、公布の日から施行する。

以下省略

芦屋市企画部市民参画課

0797-38-2007

芦屋市地区集会所運営協議会連合会

0797-35-6550